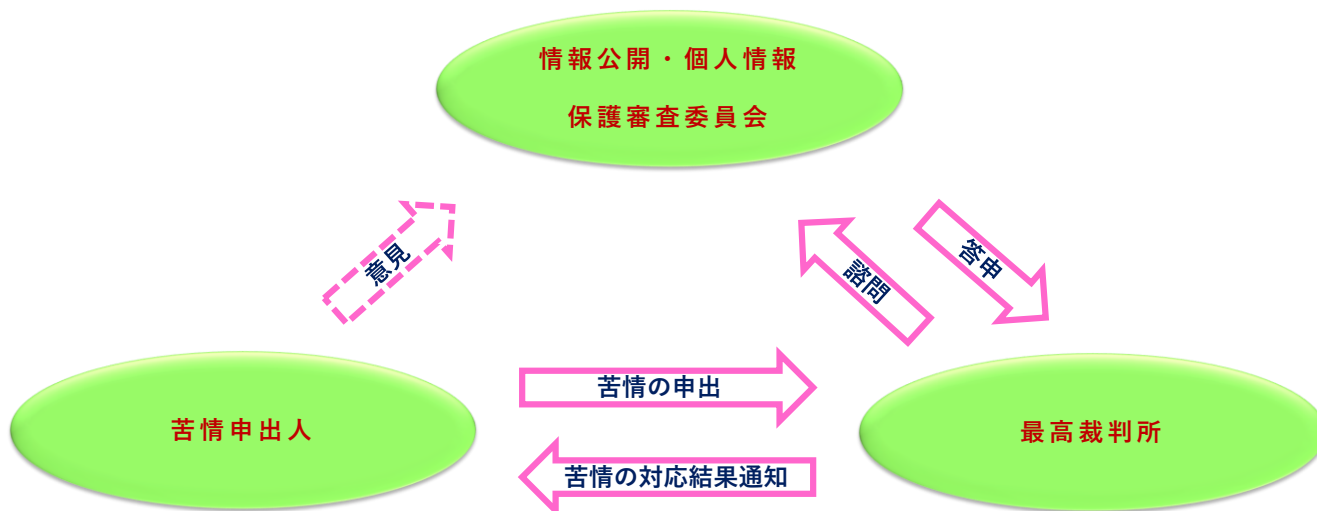


1 情報公開・個人情報保護審査委員会の役割

第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行います。



2 情報公開・個人情報保護審査委員会の権限

インカメラ審議

必要があると認めるときは、最高裁判所に対し、対象となる文書等の提出を求めることができます。

ヴォーン・インデックス

最高裁判所に対し、対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができます。

必要な調査

苦情申出人等又は最高裁判所に対し、意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができます。

3 情報公開・個人情報保護審査委員会の構成

構成

委員会は、委員3人で構成します。

委員

委員は、優れた識見を有する者の中から、最高裁判所が委嘱します。委員の任期は3年です。

庶務

最高裁判所事務総局秘書課が担当し、委員会の調査審議を補佐しています。